

油圧ショベル(クローラ式) 特定自主検査記録表

3 年 間 保 存

Table with inspection date (2024年5月9日), inspection No. (24M119), and form No. (0332883).

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用

Main inspection record table with columns for No., 検査箇所 (Inspection Item), 検査内容 (Inspection Content), 検査方法 (Inspection Method), and 検査結果 (Inspection Result).

3年間保存

証明書発行No. 24M119 標章No. 0332883

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容								
					良	不良									
油圧装置	28	コントロール弁 (方向、圧力、流量、逆止め、電磁弁)	作動、油漏れ、取付、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓										
	29	回転継手	回転状態、油漏れ、異音	目視、操作、聴診、触診	✓										
	30	オイルクーラー	冷却効果、油詰まり、変形、損傷、油漏れ 異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診	✓										
操作	32	操作レバー	ストローク、おた	目視、操作、スケール	✓										
	33														
安全装置・車体関係等	34	下部架台フレーム、ブラケット	亀裂、変形、ゆるみ、劣化、取付	目視、スケール、探傷器	✓										
	35	旋回フレーム、ブラケット	亀裂、変形、取付	目視	✓										
	36	旋回ベアリング、旋回ギヤ	引っ掛かり、異音、 [⊕] ギヤ亀裂・摩耗、取付、 [⊖] ノール損傷	目視、操作、聴診、 触診	✓										
	37	旋回減速機	異音、異常発熱、油漏れ、油質、油漏れ、取付	目視、操作、聴診、触診	✓										
	38	旋回ロック	動き、亀裂、損傷、油漏れ、ホース損傷・劣化	目視、操作	✓										
	39	レバーロック、ベダルロック	動き、損傷、変形	目視、操作	✓										
	40	キャブ、カバー	亀裂、変形、腐食、油漏れ、ドア等開閉、ロック、ギヤ作動、 ガラスの割れ・損傷	目視、操作	✓										
	41	カウンターウェイト	取付	目視、スケール	✓										
	42	座席（調整機構、シート、シートベルト）	作動、損傷、取付	目視、操作	✓										
	43	昇降設備、滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	目視	✓										
	44	表示板	損傷、取付	目視	✓										
	45	灯火装置、警音器、方向指示器 窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ損傷、浸水	目視、操作	✓										
	46	計器類	作動	目視	✓										
	47	後写鏡、反射鏡、カメラ	汚れ、損傷、写影、取付	目視	✓										
48	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	✓											
49															
総合	50	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	操作、聴診、触診	✓										
排ガス	51	★★ 一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の破損・損傷、排気温度警告装置の記録破損・損傷、 排ガス減少装置のホース・パイプの破損・損傷	目視、聴診、 タッチ	✓										
事業者等の 要請	次回特定自主検査実施年月		2025年5月												
	バケットシリンダロッド配管変形、油漏れなし。														
	作動油汚れのため交換を実施いたしました。														
	点検の結果上記の通りになりました。														
補修等の措置内容															
照会No	補修箇所及び不具合状況		補修年月日	補修実施内容											
22	作動油汚れ		2024年5月9日	作動油交換											
24	バケットシリンダロッド配管変形														
備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排ガス抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。						記号	交換	分解交換	修理	調整	締付	清掃	給油水	該当なし
							X	⊗	△	A	T	C	L	-	